

談合情報対応マニュアル

沼 田 市

令和3年4月

談合情報対応マニュアル 目次

第1	通則	
1	目的	1
2	定義	1
第2	談合等に係る情報の把握及び初期対応等	
1	談合等に係る情報の把握	2
2	報告	2
3	談合等に係る情報を得た場合の初期対応	2
第3	公正取引委員会への報告	3
第4	調査委員会による審議等	
1	談合情報について調査に値するか否かの判断	3
2	官製談合情報について調査に値するか否かの判断	3
3	調査に値するか否かの判断に当たっての留意事項	3
第5	調査に値すると判断した場合の取扱いについて	
1	調査委員会及び発注機関の対応	4
2	事情聴取及び工事費内訳書のヒアリング等の実施方法	4
3	職員に対する調査の実施	5
第6	調査に値しないと判断した場合の取扱いについて	5
第7	調査後の対応について	
1	談合等の事実があったと認められる場合の対応	6
2	談合等の事実があったと認められない場合の対応	6
第8	入札中止、入札の無効、契約の解除後の対応について	7
第9	守秘義務	7
第10	その他	
1	入札監視委員会への報告	7
2	談合等に係る情報管理の徹底に	7
3	報道機関等との対応における留意事項	7
4	談合対応マニュアルの適用範囲	7
附則		8

談合情報対応マニュアル

第1 通則

1 目的

このマニュアルは、本市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）について、談合又は官製談合（以下「談合等」という。）に係る情報の提供があった場合の対応、入札調査委員会及び入札監視委員会への報告、また入札事務の取扱い等について必要な事項を定め、適正かつ円滑な事務の遂行に資することを目的とする。

2 定義

このマニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 談合情報

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条及び第8条第1号、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反すると思料される情報をいう。

(2) 官製談合情報

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項及び第8条の規定に違反すると思料される職員の関与が疑われる情報をいう。

(3) 入札調査委員会

沼田市入札調査委員会設置規程（令和3年訓令甲第8号）の規定に基づき設置される委員会をいう。

(4) 入札監視委員会

沼田市入札監視委員会設置要綱（令和3年訓令甲第5号）の規定に基づき設置される委員会をいう。

(5) 職員

沼田市に所属する職員をいう。

(6) 発注機関

工事等の入札事務を執行する契約検査課及び発注担当課をいう。

第2 談合等に係る情報の把握及び初期対応等

1 談合等に係る情報の把握

職員は、談合等に係る情報に接したときは、次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努める。

- (1) 情報提供者の氏名、職業、連絡先、当該情報の内容について、明らかにするよう要請する。
- (2) 報道機関の報道又は通報により談合等に係る情報に接した場合には、報道機関名、報道機関の連絡担当者及び連絡先を確認の上、報道活動に支障のない範囲で、当該情報の出所及び内容について、明らかにするよう要請する。

2 報告

- (1) 談合等に係る情報に接した職員は、直ちに契約検査課を経由し、総務部長へ報告する。総務部長への報告は、別記様式第2号を速やかに作成し、提出する。
なお、官製談合情報の場合は、関与が疑われる職員（以下「関与職員」という。）に対する情報の秘匿について十分に留意するとともに、契約検査課を経由せずに直接、総務部長に別記様式第3号を作成し、報告することができる。
- (2) 談合等に係る情報を受けた総務部長は、当該情報を精査した上で沼田市入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）を招集し、報告する。

3 談合等に係る情報を得た場合の初期対応

談合等に係る情報を得た場合において、調査委員会を直ちに開催できない場合や、判断に時間を要することが見込まれる場合には、当面の措置として以下のとおり対応する。

- (1) 落札者決定前に談合等に係る情報を得た場合
入札の執行を保留する。
- (2) 落札者決定後・契約締結前に談合等に係る情報を得た場合
契約締結を保留する。
(沼田市契約規則第26条第2項規定により通常は7日以内に契約締結)
- (3) 契約締結後に談合等に係る情報を得た場合
工事等の進捗状況を速やかに把握するとともに、工事等を中断する。

第3 公正取引委員会への報告

総務部長は、調査委員会が「調査に値する」と判断した談合等に係る情報については、別記様式第1号に必要書類を添えて、逐次かつ速やかに公正取引委員会へ報告する。

第4 調査委員会による審議等

1 談合情報について調査に値するか否かの判断

調査委員会は、総務部長から報告を受けた場合、次に掲げる基準に基づき、当該談合情報が「調査に値するか否か」について判断する。

(1) 情報提供者の氏名及び連絡先並びに次の情報が明らかである。

ア 対象工事名

イ 落札予定業者（特定建設工事共同企業体の場合は、代表者名でも可）

(2) 情報提供者の氏名は明らかではないが、職員と継続して連絡を取ることが可能であり、かつ、上記(1)のア、イの情報のほか、下記に示す情報のいずれかが含まれている。

ア 談合に関与した業者名

イ 談合が行われた日及び場所並びに具体的な談合の方法

ウ 落札予定金額

エ 特定の業者から入札金額を指示されていること

オ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報を得ていること

(3) 複数の入札参加者から提出された資料において、通常あり得ないような共通した誤りが見受けられるなど、談合の可能性が疑われる。

(4) その他談合の信憑性が高いと認められる具体的な資料の提供がある。

2 官製談合情報について調査に値するか否かの判断

調査委員会は、総務部長から報告を受けた場合、次に示す情報のいずれかが含まれているか否かにより、当該官製談合情報が「調査に値するか否か」について判断する。

ア 入札参加業者の情報漏洩、データ閲覧形跡

イ 予定価格及び最低制限価格の情報漏洩、データ閲覧形跡

ウ 情報提供者及び報道機関から情報漏洩の可能性について指摘

エ 入札参加業者と連絡を取り合うなど疑わしい行為

3 調査に値するか否かの判断に当たっての留意事項

談合等に係る情報が報道機関の報道又は通報の場合であって、情報提供者の氏名、連絡先等を秘匿するとされた場合には、報道機関において把握しているものとみなし、情報提供者が明らかであるとして取扱う。

第5 調査に値すると判断した場合の取扱いについて

1 調査委員会及び発注機関の対応

談合等に係る情報について、調査委員会が「調査に値する」と判断した場合、次のとおり対応する。

(1) 落札者決定前

ア 発注機関は、当該入札の執行を保留する。

イ 発注機関は、辞退者を含むすべての入札参加者（入札辞退届を提出していない未入札者を含む。以下「入札参加者等」という。）に対して事情聴取、工事内訳書のチェック及びヒヤリングを行う。

(2) 落札者決定後・契約締結前

ア 発注機関は、契約締結を保留する（第2の3の初期対応の継続を含む。）。

イ 発注機関は、入札参加者等に対して事情聴取、工事内訳書のチェック及びヒヤリングを行う。

(3) 契約締結後

ア 発注機関は、工事等の進捗状況等の把握を速やかに行い（第2の3の初期対応の継続を含む。）、工事等を中止する。

イ 発注機関は、入札参加者等に対して事情聴取、工事内訳書のチェック及びヒヤリングを行う。

2 事情聴取及び工事費内訳書の内容のヒアリング等の実施方法

発注機関による入札参加者等に対する事情聴取及び工事費内訳書の内容のヒアリング等は、次に掲げる事項に留意して実施する。

(1) 事情聴取

ア 事情聴取の実施時期は、公正取引委員会の調査や警察の捜査に支障がないよう配慮する。

イ 事情聴取は、総務部長が指名した複数の職員により行う。

ウ 事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

エ 事情聴取は、一者ずつ面談室等に呼び出し、別記様式第4号に署名した上で、必要事項について聞き取りを行う。

オ 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するなど、情報管理を徹底する。

カ 聴取結果については、別記様式第5号により、事情聴取書を作成し、総務部長を経由して調査委員会に報告する。

(2) 工事費内訳書の内容の聞き取り及びチェック

ア 上記(1)のア、イと同様に実施する。

イ 工事費内訳書のチェックは、入札参加者等から提出された工事費内訳書の内容を確認し、談合等の形跡がないかを入念にチェックする。

ウ 工事費内訳書の内容の聞き取りを行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

なお、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。

エ 工事費内訳書の内容の聞き取りは、別記様式第4号に署名した上で、工事費内訳書における積算に係る考え方等について確認する。

オ 工事費内訳書の内容の聞き取り結果については、別記様式第6号により、工事費内訳書聴取書を作成し、総務部長を経由して調査委員会に報告する。

3 職員に対する調査の実施

(1) 官製談合情報の関与職員に対する調査については、総務部長または総務部長が指名した職員が、別記様式第7号に署名した上で事情聴取を実施する。また、聴取が困難な場合には、公正取引委員会等の調査に協力する。

(2) 事情聴取の実施時期は、公正取引委員会の調査や警察の捜査に支障がないよう配慮する。

第6 調査に値しないと判断した場合の取扱いについて

談合等に係る情報について、調査委員会が「調査に値しない」と判断した場合、発注機関は次のとおり対応する。

(1) 落札者決定前

落札者を決定し、契約を締結する。

(2) 落札者決定後・契約締結前

契約を締結する。

(3) 契約締結後

契約を継続する。

第7 調査後の対応について

1 談合等の事実があったと認められる場合の対応

- (1) 入札参加者等に対する事情聴取等の結果、調査委員会が明らかに談合等の事実があったと認められる証拠を得た場合には、落札者決定前の場合には、入札執行を中止する。
- (2) 落札者決定後・契約締結前の場合には、発注機関は入札を無効とし、落札決定を取り消す。
- (3) 契約締結後の場合には、発注機関は工事等の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断する。
- (4) 関与職員への対応については、調査結果をもとに行政処分審査委員会で処分の可否を決定する。なお、上記(1)～(4)については、参考資料を添えて公正取引委員会等へ総務部長が通報する。

2 談合等の事実があったと認められない場合の対応

- (1) 落札者決定前
発注機関は、入札執行に係る警告書(別紙1)を交付し、入札を執行する。
- (2) 落札者決定後・契約締結前
発注機関は、入札執行に係る警告書(別紙1)を交付し、落札者と契約を締結する。
- (3) 契約締結後
発注機関は、入札執行に係る警告書(別紙1)を交付する。
なお、上記(1)～(3)については、参考資料を添えて公正取引委員会へ送付する。

第8 入札中止、入札無効、契約解除後の対応について

入札中止、入札無効による落札決定の取消し、契約解除をした場合、再度入札を執行する場合には、調査委員会と調整を行った上、以下のとおり行う。

- (1) 一般競争入札の場合は、設計内容を見直し、入札参加資格要件等を再検討の上、実施する。
- (2) 指名競争入札の場合は、指名業者を総入れ替えし、実施する。

第9 守秘義務

談合等に係る情報に接した職員は、当該情報の提供者の氏名、連絡先その他の職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。人事異動又は退職でその職を退いた後も同様とする。

第10 その他

1 入札監視委員会への報告等

談合等に係る情報の提供があり、調査委員会を開催した場合は、審議した内容の写しを添付し、総務部長が入札監視委員長へ報告する。入札監視委員長は沼田市入札監視委員会設置要綱に基づき委員会を開催し、意見の具申を行う。

2 談合等に係る情報管理の徹底

談合等に係る情報は、必要最少限の職員のみが取扱うこととし、総務部長への報告書及び関係書類（以下「報告書等」という。）については、秘匿性の高い情報が含まれているため、不必要な回議を行わないなど留意する。

また、報告書等を取扱う職員は、報告書等の作成、決裁、保存の各段階において適切に管理する。

3 報道機関等との対応における留意事項

(1) 談合等に係る情報を把握した以降において、報道機関又は情報提供者から市としての対応等について説明を求められた場合には、原則として総務部長が対応する。

(2) 談合等に係る情報については、公正取引委員会の調査や警察等の捜査の妨げにならないよう、情報公表については留意するとともに、報道機関（当該談合等に係る情報の提供を受けた報道機関に限る。）又は情報提供者から求めがあった場合に限り、公正取引委員会及び警察へ通報している旨を明らかにする。

4 談合対応マニュアルの適用範囲

本マニュアルの規定は、市で発注及び契約する全ての工事等（物品役務を含む。）の入札談合に係る対応について準用する。

- 様式第 1 号 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条の通知について
- 様式第 2 号 談合情報報告書
- 様式第 3 号 官製談合情報報告書
- 様式第 4 号 誓約書 (※業者用)
- 様式第 5 号 事情聴取書
- 様式第 6 号 工事費内訳書聴取書
- 様式第 7 号 誓約書 (※職員用)
-
- 別紙 1 入札執行に係る警告書

様式第 1 号

第 号
年 月 日

公正取引委員会事務総局
経済取引局総務課長 様

沼田市長
(担当 総務部契約検査課)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条に基づき、下記内容のとおり通知します。

記

- 1 談合情報報告書（写し）
- 2 官製談合情報報告書（写し）
- 3 事情聴取書（写し）
- 4 誓約書（写し）
- 5 工事内訳書（写し）
- 6 入札書、入札調書（写し） ※電子入札情報等
- 7 入札に関する報告（入札中止・入札無効・契約解除）
- 8 法第 10 条に該当すると疑うに足る資料（写し）
- 9 その他関連資料

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	
対象工事等	
発注担当課	
入札（予定）日	
情報提供者 （通報者）	
情報入手方法	
情報の内容	
受 付 （所属・氏名）	

注）情報が書面等の場合は写しを添付のこと。また参考資料等がある場合は添付のこと。

官製談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	
対象工事等	
発注担当課	
入札（予定）日	
情報提供者 （通報者）	
情報入手方法	
談合の疑いがある職員 （所属・氏名）	
談合の疑いがある根拠	
受 付 （所属・氏名）	

注）情報が書面等の場合は写しを添付のこと。また参考資料等がある場合は添付のこと。

年 月 日

沼田市長 様

住 所
称号又は名称
代 表 者
(代理人氏名)

誓 約 書

このたび、下記の工事等（業務委託）の競争入札に関し、刑法（明治40年法律第45号）並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも当該法律等の規定を遵守することを誓約します。

また、今後、当該工事等（業務委託）に関して、談合等の事実が明らかになった場合には、入札を無効（契約を解除）にされても、異議は申し立てないことを合わせて誓約いたします。なお、この誓約書が公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

1 工事等の名称

2 工事等の場所

注1) 特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体の代表者とする事。

注2) 本文中、「入札を無効（契約を解除）」は、いずれか一方を削除すること。

事情聴取書

対 象 工 事 等
会 社 名
被事情聴取者 職・氏名
事情聴取の日時
事情聴取の場所

質問事項 (参考例)	聴取内容
1 工事の入札に先立ち、既に落札業者が決定しているとの情報がありました。そのような事実がありますか。	
2 本件工事について、他社と何らかの打ち合わせ又は話し合いをしたことがありますか。	
3 打ち合わせをした場合、どのような内容、又は話し合いをしましたか。	
4 その他	
5 事情聴取者 (所属・氏名)	

工事費内訳書聴取書

対 象 工 事 等
会 社 名
被事情聴取者 職・氏名
事 情 聴 取 の 日 時
事 情 聴 取 の 場 所

質問事項 (参考例)	聴 取 内 容
1 内訳書の内容および金額が他社と類似していますが、積算する際に他社と情報共有した事実がありますか。	
2 積算する際、使用している積算ソフトのメーカー、導入年月日、導入金額、リース契約であれば契約期間。	
3 積算ソフト以外に使用している参考図書がありますか。	
4 落札した際、下請業者は既に決まっていますか。	
5 その他	
6 事情聴取者 (所属・氏名)	

年 月 日

沼田市長 様

所 属
職・氏名

誓約書

このたび、下記の工事等（業務委託）の競争入札に関し、刑法（明治40年法律第45号）並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、地方公務員法第34条（秘密を守る義務）等の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも当該法律等の規定を遵守することを誓約します。

また、今後、当該工事等（業務委託）に関して、談合等の事実が明らかになった場合には、この誓約書が公正取引委員会等に送付されても異議はありません。

記

- 1 工事等の名称
- 2 工事等の場所

年 月 日

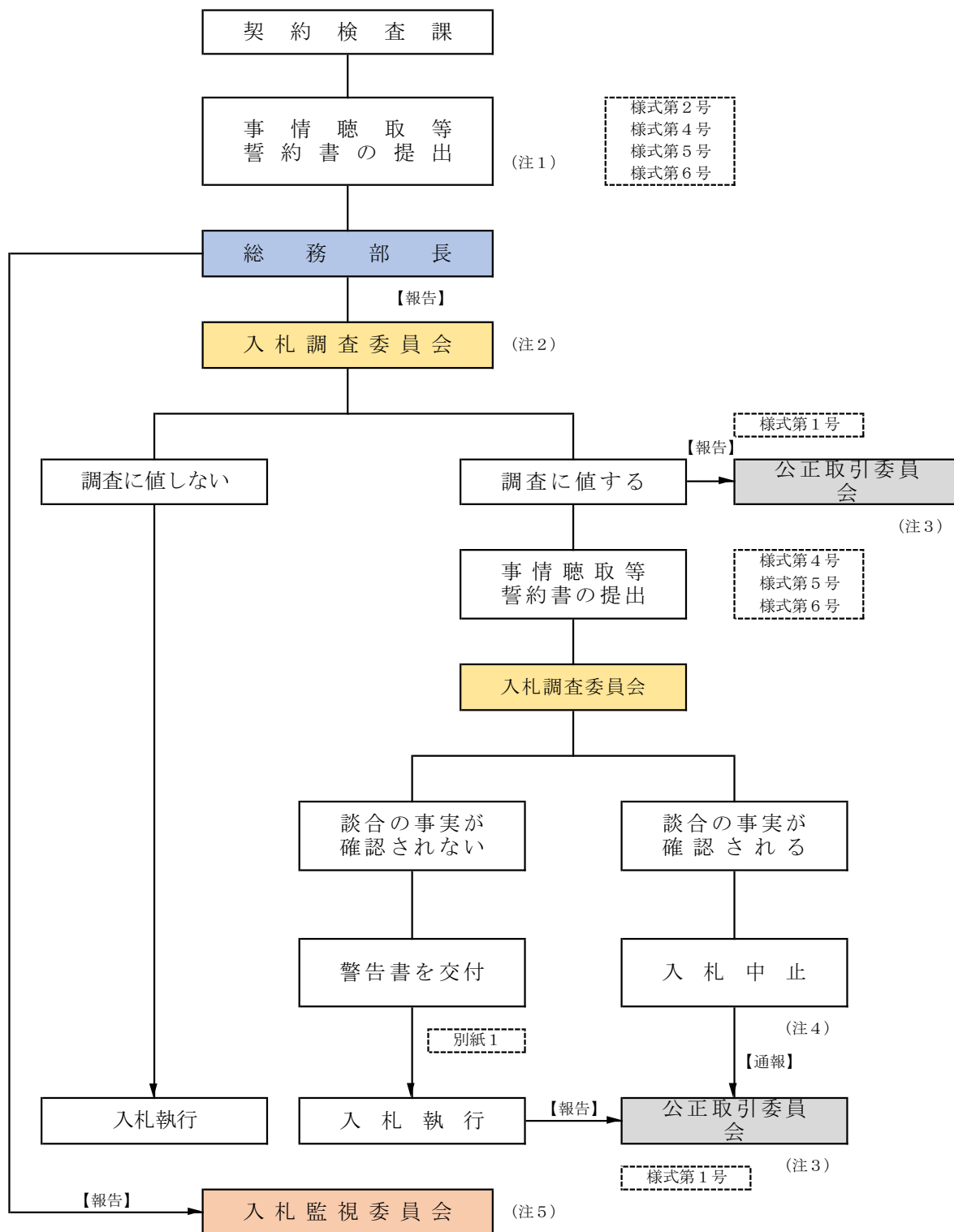
沼田市長
(担当 総務部契約検査課)

入札執行に係る警告書

1. 本件入札について談合があったとの通報があったが、沼田市財務規則、沼田市建設工事等入札執行事務取扱処理基準、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定を遵守し、厳正に入札にすること。
2. 入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、沼田市財務規則の規定により、入札は無効とする。
3. 以上のとおり警告する。

談合情報対応フロー図①

(疑わしい入札が連続した場合・内訳書が他者と類似している場合)



注1 談合情報を把握した場合、入札時における最低制限価格と同額あるいは2万円以内の近似価格に2回連続した同業者がいる場合は、入札を保留し調査を実施する。
事情聴取等は可能範囲で実施し、調書を作成し総務部長に報告する。

注2 入札調査委員会への報告は、原則として総務部長が行う。

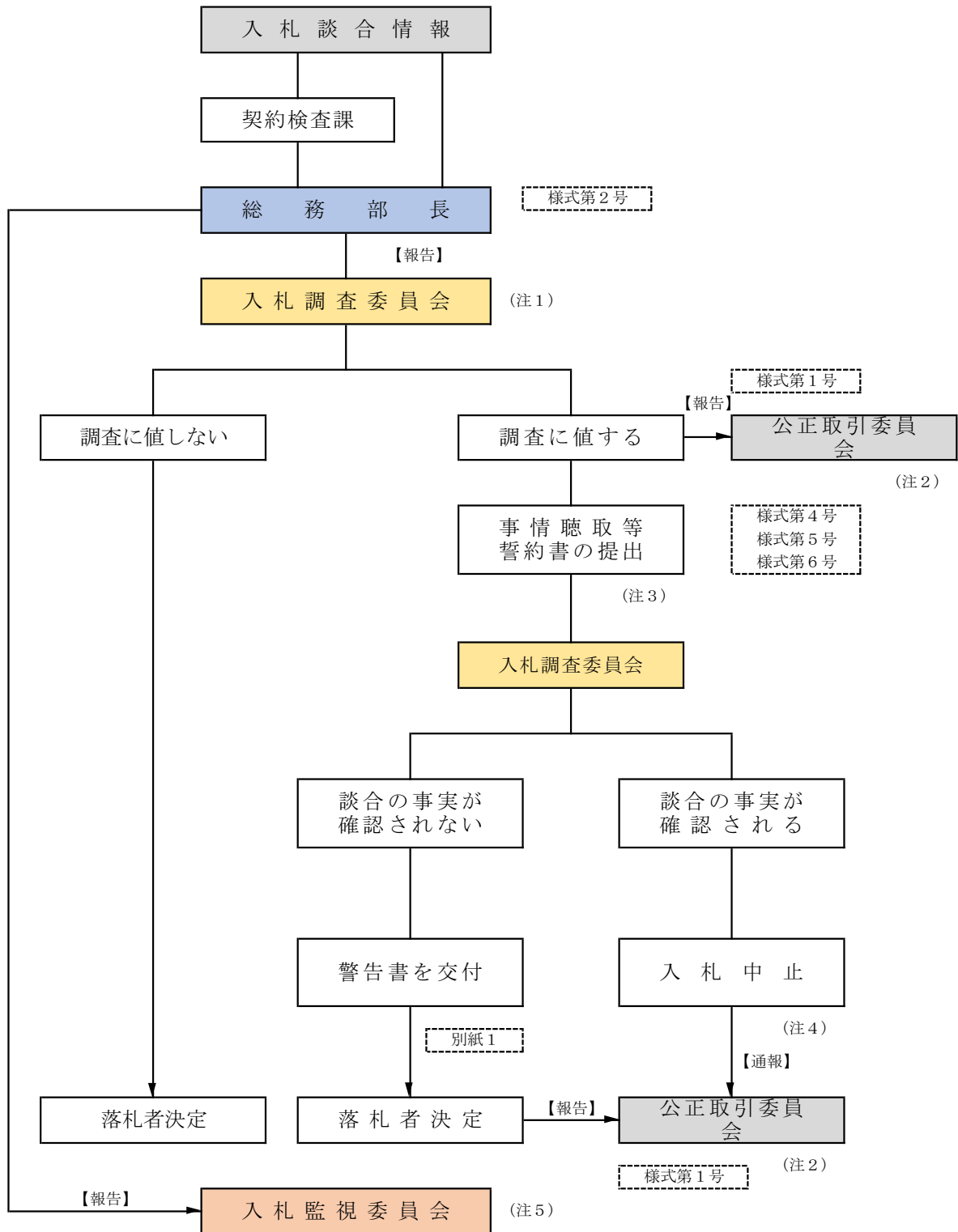
注3 公正取引委員会への報告及び通報は、原則として総務部長が行う。

注4 再度の入札執行に当たっては、指名停止措置を行った上で入札参加資格要件を再検討の上、実施する。

注5 入札監視委員長への報告は、入札調査委員会での審議内容の写しを添付し、原則として総務部長が行う。

談合情報対応フロー図②

(談合等の情報を把握したとき)



注1 入札調査委員会への報告は、原則として総務部長が行う。

注2 公正取引委員会への報告及び通報は、原則として総務部長が行う。

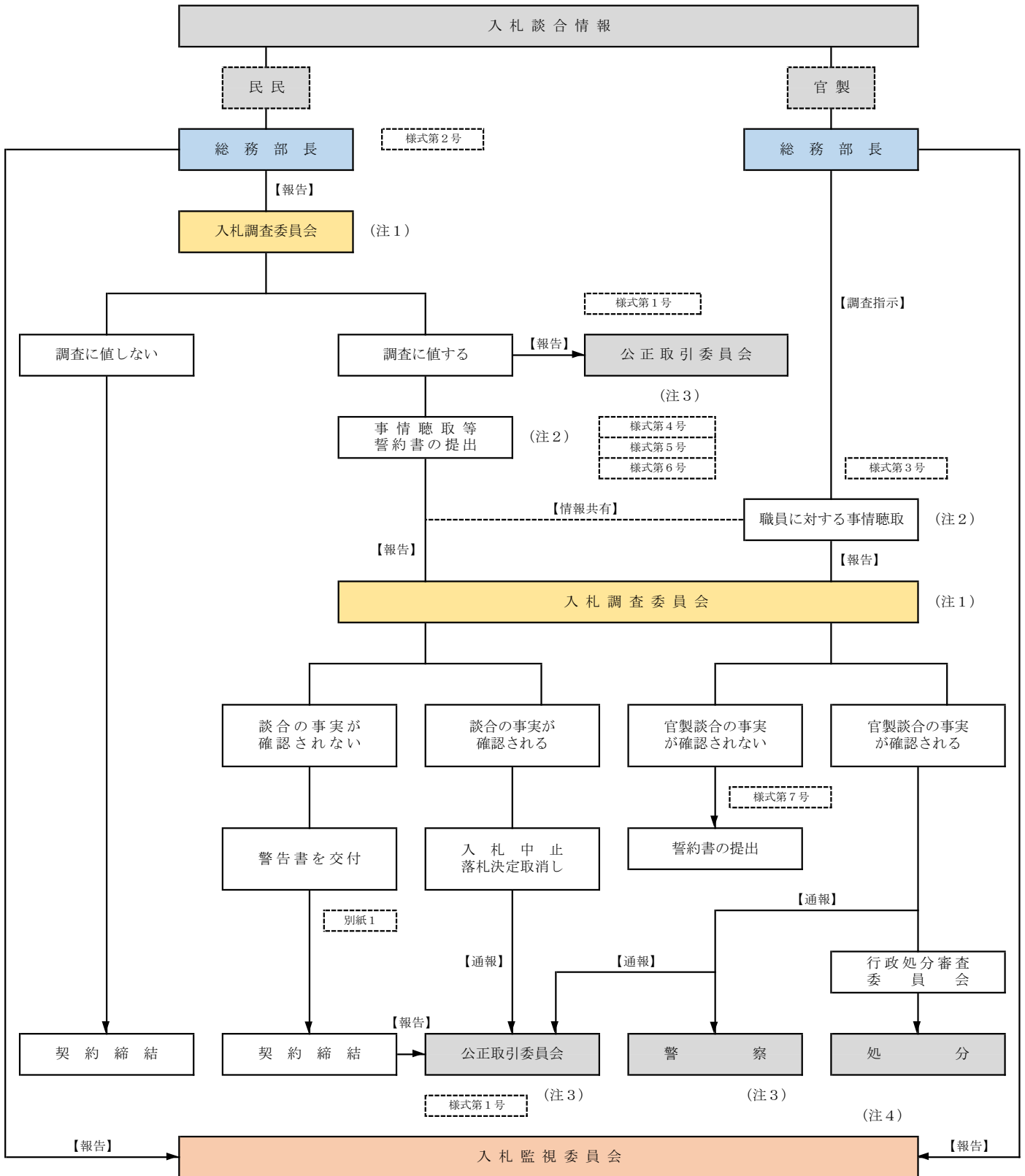
注3 事情聴取等は可能範囲で実施し、調書を作成し総務部長に報告する。

注4 再度の入札執行に当たっては、指名停止措置を行った上で入札参加資格要件を再検討の上、実施する。

注5 入札監視委員長への報告は、入札調査委員会での審議内容の写しを添付し、原則として総務部長が行う。

官製談合情報対応フロー図③

(談合等の情報を把握したとき)



注1 入札調査委員会への報告は、原則として総務部長が行う。

注2 入札参加業者および職員に対する聴取は、総務部長または総務部長から指名された職員が実施する。事情聴取等は可能範囲で実施し、調書を作成し総務部長に報告する。

注3 公正取引委員会、警察への報告及び通報は、総務部長が行う。

注4 入札監視委員長への報告は、入札調査委員会での審議内容の写しを添付し、原則として総務部長が行う。